

任期付職員（育児休業代替職員）の募集について

国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定に基づく公安調査局職員の代替として勤務する任期付職員の募集を行います。

1 採用予定人数

1人

2 主な業務内容

公安調査局の所管業務を担当する係員級の公安調査官の業務（調査に係る書類及びデータの整理・管理等）に従事していただきます。

3 採用形態

国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

4 任用期間（予定）

令和8年4月1日から令和8年10月31日まで

※ 育児休業の取得開始時期等によって、任用期間が前後する可能性があります。また、任期更新の可能性があります。

5 勤務地

四国公安調査局（香川県高松市）

6 勤務条件

(1) 服務

国家公務員法を適用します。

(2) 給与・手当

一般職の職員の給与に関する法律に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。

※ そのほか地域手当、通勤手当、超過勤務手当等を支給します。

〈高卒者・給与例（目安）〉

○ 高校卒業後、民間企業等で正社員として10年間勤務した職務経歴を有する場合：293,475円

○ 高校卒業後、民間企業等で正社員として15年間勤務した職務経

歴を有する場合：303, 555円

※ 上記はいずれも四国公安調査局（香川県高松市）で採用された場合（扶養家族なし、税控除前）

(3) 勤務日及び勤務時間

勤務時間は、1週間当たり38時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。年次休暇、特別休暇等があります。

(4) 社会保険

法令に基づき、任用期間に応じて国家公務員共済組合又は健康保険、厚生年金に加入します。

(5) 退職手当

国家公務員退職手当法に基づき、任用期間に応じて支給します（6ヶ月以上勤務した場合）。

7 応募資格

高校卒業程度以上の学力を有する方

※ なお、以下に該当する方は応募できません。

① 日本の国籍を有しない者

② 国家公務員法第38条の規定により、国家公務員となることができない者

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

8 選考日程

受付期限	令和8年2月6日（金）（必着・締切日厳守）
第1次選考	令和8年2月上旬（予定） ※合格者に対してのみ、第2次選考進出の連絡をします。
第2次選考	令和8年2月中旬（予定） ※合格者に対してのみ、連絡します。

※ 選考日程は、若干前後する可能性があります。

9 選考方法

第1次選考	書類審査、作文
第2次選考	面接試験（人柄、対人能力等についての試験）

※ 試験地：第2次選考は採用機関で実施

10 応募方法

採用機関宛て、次の必要書類を特定記録、簡易書留又は電子メールで送付してください。

なお、郵送での応募に当たっては、封筒に「任期付職員応募書類在中」と朱書きしてください。

【必要書類】

(1) 履歴書

ア J I S 規格のものを使用

イ 顔写真（3か月以内に撮影したカラー写真）を貼付

ウ 中学卒業以降の学歴、職歴、賞罰を記載

(2) 職務経歴書（任意の様式により具体的な職務内容を記載）

(3) 作文（任意の様式により、以下の題目について 800 字程度で記述）

題目：「あなたの長所や普段心がけていることをどのように公務で活用するか」

※ 作文は可能な限り P C で作成・印刷したものをお出し願います。

※ 必要書類が提出できない場合又は虚偽の記載がなされている場合には、採用が取り消される場合があります。

※ 提出された書類の返却はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

採用機関	所在地（応募書類送付先）	連絡先
四国公安調査局	〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務総合庁舎7階 メールアドレス psia_recruit_shikoku@moj.go.jp	総務部人事担当 087-822-6669